

遺産分割申立必要書類一覧表（水戸家庭裁判所）

- 申立書一式(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)
- 申立書一式の写し(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)×相手方の人数分
- 事情説明書(申立人ごとに1通)
- 進行に関する照会回答書(申立人ごとに1通)
- 資料の非開示希望の申出書(必要な方のみ)
- 収入印紙 **被相続人1名**に対し **1,200円**
- 郵便料(納付の方法が選べます。電子納付の場合は下記【例】をご覧ください。)
 - 郵便切手で納付する場合(申立書と同時に郵便切手で提出する分)
 - 相続人1人につき880円(180円×1枚、110円×5枚、50円×1枚、10円×10枚)**

【例】電子納付の場合（一部郵便切手で納付）

(現金納付分) 相続人1人につき、4000円

(郵便切手納付分) 110円×相手方の数

- 別紙1 身分関係の資料
- 別紙2 遺産関係の資料
- 別紙2 遺産関係の資料の写し×相手方の人数分

※裁判所に提出する書面には、マイナンバーを記載しないで下さい。

不要



マイナンバー



マイナンバー記載のないもの

※必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

(別紙 1) 身分関係の資料 (法定相続情報一覧図、戸籍など)

資料の名称	期限等	書類の対象・内容等	書類の請求先
<p>□法定相続情報一覧図 (推奨)</p> <p>(被相続人の本籍・最後の住所・死亡日、相続人の住所の記載のあるもの)</p>	なし	<p>被相続人</p> <p>(数次相続・再転相続が発生している場合は、後に死亡した者を被相続人として作成した法定相続情報一覧図も必要)</p> <p>※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、戸籍謄本等の提出が必要となる場合があります。</p>	<p>法務局</p>
<p>《法定相続情報一覧図がない場合》</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人を確定できるだけの戸籍謄本等</p>		<p>【共通】</p> <p>①被相続人の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本</p> <p>②被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その子(及び代襲者)の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本</p> <p>※相続人が被相続人の(配偶者と)子(第一順位)の場合は以上で足りません。</p> <p>【相続人が被相続人の(配偶者と)父母、祖父母等の直系尊属(第二順位)の場合】</p> <p>③被相続人の直系尊属に死亡している者がいる場合、その直系尊属の死亡記載の戸籍謄本</p> <p>【相続人が被相続人の配偶者のみの場合又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位)の場合】</p> <p>④被相続人の父母の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本</p> <p>⑤被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その兄弟姉妹の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本</p> <p>⑥代襲者であるおいめいに死亡している者がいる場合、おいめいの死亡記載の戸籍謄本</p>	<p>〈戸籍謄本〉 本籍地の市区町村役場</p> <p>※本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫などの戸籍は、お近くの市区町村役場で一度に取得できることもあります(広域交付制度)。詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。</p> <p>〈戸籍附票〉 本籍地の市区町村役場</p> <p>〈住民票〉 住所地の市区町村役場</p>
<p><input type="checkbox"/> 現在の戸籍謄本</p>	3か月以内	相続人全員	
<p><input type="checkbox"/> 戸籍附票又は住民票の写し</p>	3か月以内	<p>相続人全員</p> <p>(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人分も必要)</p>	
<p><input type="checkbox"/> 相続放棄有無照会回答書</p> <p>相続放棄・限定承認の申述の有無の照会</p>	なし	被相続人	<p>被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所</p>

(別紙2) 遺産関係の資料 (甲号証を付けるもの)

資料の名称	期限等	書類の対象・内容等	書類の請求先
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本	3か月以内	不動産(土地・建物)	法務局
<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本	最新年度		物件所在地の市区町村役場
借地権・借家権を証明する資料 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し	3か月以内 最新年度	借地権・借家権 ※固定資産評価証明書は取得できる場合のみ ※賃貸借契約書はある場合のみ	
<input type="checkbox"/> 預貯金の現在残高証明書の写し 又は通帳の写し等	最新	預貯金 ※通帳の写しの場合は、最新残高を確認するため、直前に記帳したもの	残高証明書は、 預入先銀行などの金融機関
<input type="checkbox"/> 国債、株式、投資信託及び出資金等の現在の内容が特定できる金融機関発行の証明書の写し	最新	国債・株式・投資信託・出資金等	証券会社等
<input type="checkbox"/> その他遺産の資料 (自動車登録事項証明の写し、保険証書の写しなど)	最新	自動車・保険等	
<input type="checkbox"/> 相続税の申告書の写し	なし	作成されている場合のみ	
<input type="checkbox"/> 遺言書写し	なし	作成されている場合のみ	